

奈良市公報

第48号

令和3年5月17日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
4 16	243	督促状の公示送達	納税課
4 19	244	令和3年度奈良市一般会計補正予算等の要領	財政課
4 20	245	放置自転車等の保管	環境政策課
4 22	246	奈良市公報号外第18号に掲載	子育て相談課
4 23	247	放置自転車等の保管	環境政策課
4 23	248	住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況	市民課
4 23	249	奈良市公報号外第18号に掲載	廃棄物対策課
4 26	250	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4 26	251	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
4 26	252	観光案内所の開館時間の変更	観光戦略課
4 26	253	観光案内所の開館時間の変更	観光戦略課
4 27	254	農用地利用集積計画の決定	農政課
4 27	255	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止	介護福祉課
4 28	256	事業計画のある道路の指定	建築指導課
4 28	257	奈良市公報号外第18号に掲載	市民課
4 28	258	奈良市公報号外第18号に掲載	福祉政策課
4 28	259	奈良市総合観光案内所等の臨時休館	観光戦略課
4 28	260	旧柳生藩家老屋敷及び柳生観光駐車場の臨時休館	観光戦略課
4 28	261	奈良市針テラス情報館の臨時休館	観光戦略課
4 30	262	予防接種の実施の一部改正	健康増進課
4 30	263	収納事務の委託	介護福祉課
4 30	264	放置自転車等の保管	環境政策課

監 査

月 日	番号	件 名
4 21	6	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等
4 27	7	住民監査請求に係る監査結果の公表

消 防				
月	日	番号	件名	主管
4	20	1	消防法第16条の6違反に対する命令	予防課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主管
4	16	12	定例教育委員会の開催	教育政策課

告

示

奈良市告示第243号

令和2年度軽自動車税全期分の督促状の送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年4月16日

奈良市長 仲川 元庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
令和2年度軽自動車税	全期分	令和3年3月19日	令和3年3月1日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和3年4月27日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和3年4月16日揭示済)

奈良市告示第244号

令和3年4月16日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年4月19日

奈良市長 仲川 元庸

1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度奈良市一般会計
補正予算（第1号）

令和3年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ322,503千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,162,503千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		29,665,509 ^{千円}	307,871 ^{千円}	29,973,380 ^{千円}
	2. 国庫補助金	2,721,328	268,485	2,989,813
	4. 国庫交付金	5,982,396	39,386	6,021,782
17. 県支出金		9,509,835	14,632	9,524,467
	2. 県補助金	1,755,796	13,132	1,768,928
	4. 県交付金	1,604,052	1,500	1,605,552
歳入合計		138,840,000	322,503	139,162,503

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		63,542,968 ^{千円}	319,503 ^{千円}	63,862,471 ^{千円}
	2. 児童福祉費	21,885,825	319,503	22,205,328
11. 教育費		10,820,386	3,000	10,823,386
	5. 幼稚園費	998,496	3,000	1,001,496
歳出合計		138,840,000	322,503	139,162,503

(令和3年4月19日揭示済)

奈良市告示第245号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年4月20日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年4月20日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄高の原駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和3年4月20日揭示済)

奈良市告示第247号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年4月23日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年4月23日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和3年4月23日揭示済)

奈良市告示第248号

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により次のとおり公表します。

令和3年4月23日

奈良市長 仲川元庸

令和2年4月1日～令和3年3月31日閲覧者

【市民課】

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
4 日本放送協会 NHK放送文化研究所 世論調査部 部長 吉田 理恵 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 眞生	テレビ視聴に関する調査	令和2年5月12日	奈良市田中町220～ 16歳以上の日本人の男女(平成16年6月末日までに生まれた男女)14人
5 国土交通省観光戦略課観光統計調査室 調査室長 杉田 香子 株式会社インテリジャーサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	令和2年度「旅行・観光消費動向調査」(一般統計調査)	令和2年6月18日	大安寺4丁目、大安寺5丁目、大安寺6丁目 (全住民から無作為による抽出)85名
8 内閣府経済社会総合研究所長 井野 靖久 一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費動向調査	令和2年5月29日	奈良市角張新町、東寺林町、今御門町、池之町、西寺林町、勝南院町、下御門町、南市町 (単身世帯の世帯主27件、二人以上の世帯の世帯主45件、計72件)72人
10 総務省 大臣官房総括審議官 秋本 芳徳 一般社団法人 輿論科学協会 理事長 井田 清治	「通信利用動向調査」における世帯対象調査の標本抽出のため	令和2年7月7日	①南京終町、②大安寺2丁目、③学園大和町6丁目、④北永井町 20歳以上(平成12年4月1日以前の生まれ)の世帯主(世帯主が判別できない場合は20歳以上男女個人)172名
14 日本放送協会 NHK放送文化研究所 世論調査部 部長 吉田 理恵 株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 福博	2020年国民生活時間調査	令和2年8月20日	西大寺町1丁目 10歳以上の男女(平成22年12月31日生まれまで)24名
15 日本銀行情報サービス局 局長 林 新一郎 株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 福博	生活意識に関するアンケート調査	令和2年8月20日	宝来2～3丁目 20歳以上の男女(平成12年10月31日生まれ)15名
18 日本放送協会 NHK放送文化研究所 世論調査部 部長 吉田 理恵 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	新型コロナウイルス感染症に関する世論調査	令和2年9月10日	奈良市中辻町 満18歳以上の日本人男女(平成14年9月末日生まれまで)12人
22 内閣府大臣官房政府広報室長 田中 愛智朗 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	外交に関する調査 (附帯:調査水環境に関する調査)	令和2年9月17日	尼辻中町 (18歳以上の日本国籍を有する者で男女を問わない)16名
21 日本放送協会 NHK放送文化研究所 世論調査部 部長 吉田 理恵 一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	東日本大震災から10年 復興に関する意識調査	令和2年9月18日	奈良市左京2丁目 2004年(平成16年)9月末までに生まれた男女個人) (2020年(令和2年)9月末時点で16歳以上)12名
28 消費者庁長官 伊藤 明子 一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	消費者意識調査	令和2年10月6日	東紀寺町3丁目2～ 令和2年11月1日時点で15歳以上の日本国籍を有する者(男女は問わない。)25名
28 内閣府大臣官房政府広報室長 田中 愛智朗 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	社会意識に関する世論調査(試験調査)	令和2年10月21日	奈良市東城戸町 満18歳以上の日本人男女(平成14年11月末日生まれまで)15名
30 環境省地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室長 株式会社インテリジャーサーチ 代表取締役 小田切 俊夫	家庭部門のCO2排出実態統計調査	令和2年10月29日	中町 (昭和6年(1931年)4月2日から平成13年(2001年)4月1日生まれの方。)60人
32 総務省総合通信基盤局電波部電波環境課監視管理室長 株式会社 中外 代表取締役 飯倉 敏	令和2年度電波利用環境に関する利用調査	令和2年11月12日	四条大路 (市町村に居住する18歳以上の男女)48名
37 株式会社 野村総合研究所 常務執行役員 立松 博史 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	テレビ視聴に関する調査	令和2年11月13日	奈良市青山町7丁目 16歳以上の日本人男女(平成16年12月末日までに生まれ)44名
46 自衛隊奈良地方協力本部長	自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務	令和3年1月12日～1月15日	1(出生の年月日が平成11年4月2日から平成12年4月1日までの男子及び女子(日本人住民に限る。))に係る氏名、出生の年月日、男女の別及び住所。)3125人 2(出生の年月日が平成15年4月2日から平成16年4月1日までの男子及び女子(日本人住民に限る。))に係る氏名、出生の年月日、男女の別及び住所。)3428人 計6553人
47 文化庁国語課長 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	令和2年度国語に関する世論調査	令和3年1月28日	奈良市高畑町 満16歳以上の日本人男女(平成17年2月末日までに生まれ)
52 NH放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	全国放送サービス接触動向調査	令和3年3月4日	奈良市押熊町 7歳以上の日本人男女(平成26年12月末日までに生まれ)

令和2年4月1日～令和3年3月31日閲覧者

【西部出張所】

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
日本銀行情報サービス局 局長 林新一郎 株式会社リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木福博	「生活意識に関するアンケート調査」	6月17日	富雄元町一丁目～二丁目 15名 20歳以上の男女(平成12年7月31日生まれまで)
NHK放送文化研究所 世論調査部 世論調査部長 吉田理恵 一般社団法人 中央調査社 会長 境克彦	「メディアがどのように利用されているかおたずねする調査」	8月12日	二名四丁目1193番地～ 12名 16歳以上の日本人男女(平成16年9月末日生まれ)
朝時事通社 大阪支社 支社長 矢野英樹 一般社団法人 中央調査社 会長 境克彦	「住民意識調査」	8月12日	①登美ヶ丘五丁目12番～ 22名 ②千代ヶ丘二丁目 22名 満20歳以上の日本人男女(平成12年9月末日生まれまで)
公益財団法人 新聞通信調査会 理事長 西沢豊 一般社団法人 中央調査社 会長 境克彦	「第13回メディアに関する全国世論調査」	9月2日	藤ノ木台三丁目 19名 満18歳以上の日本人男女(平成14年9月末日生まれ)
内閣府子ども・子育て本部参事官 泉聡子 株式会社リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木福博	「少子化社会に関する国際意識調査」	9月8日	中登美ヶ丘一丁目 30名 20歳以上49歳以下の男女(昭和45年9月30日～平成12年10月1日に生まれた人)
NHK放送文化研究所 世論調査部 世論調査部長 吉田理恵 株式会社リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木福博	「コロナ時代のテレビの価値調査」	9月8日	北登美ヶ丘三～四丁目 12名 13歳以上の男女(平成19年10月31日生まれまで)
内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 田中愛智朗 一般社団法人 中央調査社 会長 境克彦	「薬局の利用に関する世論調査」	9月9日	①鶴舞西町1番3～ 17名 ②富雄北一丁目16番～ 17名 満18歳以上の日本人男女(平成14年9月末日生まれまで)
内閣府政策統括官 参事官 小山巖 株式会社リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木福博	「青少年のインターネット利用環境実態調査」	9月17日	①西登美ヶ丘四～五丁目 20名 10歳～17歳の男女(平成14年11月2日～平成22年11月1日生まれ) ②学園中五丁目、富雄元町一丁目 20名 0歳～9歳の男女(平成22年11月2日～令和2年11月1日生まれ)
内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 田中愛智朗 一般社団法人 中央調査社 会長 境克彦	「気候変動に関する世論調査(附帯調査:アイン政策に関する世論調査)」	10月2日	三雄六丁目 16名 満18歳以上の日本人男女(平成14年10月末日生まれまで)
内閣府男女共同参画局 男女共同参画局長 林伴子 一般社団法人 中央調査社 会長 境克彦	「男女間における暴力に関する調査」	10月28日	富雄泉ヶ丘 27名 満20歳以上の日本人男女(平成12年11月末日生まれ)
公益社団法人 塩事業センター 理事長 津田健 一般社団法人 中央調査社 会長 境克彦	「家庭用塩の消費実態に関する調査」	11月27日	学園明日元町二丁目488番地～ 24名 満20歳以上の日本人男女(平成12年12月末日生まれまで)
NHK放送文化研究所 世論調査部 世論調査部長 吉田理恵 一般社団法人 中央調査社 会長 境克彦	「2021年3月東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」	12月11日	学園大和町二丁目 12名 満20歳以上の日本人男女(平成13年12月末日生まれ)
日本銀行情報サービス局 局長 林新一郎 株式会社リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木福博	「生活意識に関するアンケート調査」	2月10日	三松一丁目 15名 20歳以上の男女(平成13年4月30日生まれまで)
NHK放送文化研究所 世論調査部 世論調査部長 吉田理恵 株式会社リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「2021年度全国個人視聴率調査」	3月31日	百楽園五丁目 12名 7歳以上の男女(平成26年12月31日生まれまで)

令和2年4月1日～令和3年3月31日閲覧者

【北部出張所】

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
NHK放送文化研究所 世論調査部 世論調査部長 吉田 理恵 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	環境に関する国際比較調査	令和2年 8月25日	神功六丁目3～ 18歳以上（平成14年12月末日まで生まれ）の男女 12人
農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課 消費・安全局長 新井 ゆたか ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	令和2年度 食育に関する意識調査	令和2年 10月20日	右京二丁目1番地の2～ 満20歳以上（平成12年11月末日生まれまで）の 日本人男女 24人
一般社団法人 ゆうちょ財団 理事長 高橋 亨 ----- ㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第4回 家計と貯蓄に関する調査	令和2年 10月22日	左京二丁目 20歳以上の男女（平成12年11月1日生まれまで）20人

(令和3年4月23日揭示済)

奈良市告示第250号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により南登美ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月26日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	八木 禎尚 奈良市南登美ヶ丘2番2号	勝井 恵美 奈良市南登美ヶ丘1番19号

2 変更の年月日

令和3年3月28日

(令和3年4月26日揭示済)

奈良市告示第251号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月26日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
駅前薬局	奈良県奈良市西大寺栄町2321-4	令和3年1月30日

(令和3年4月26日揭示済)

奈良市告示第252号

奈良市観光案内所規則(平成21年奈良市規則第60号)第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所の開館時間を変更する。

令和3年4月26日

奈良市長 仲川元庸

1 開館時間の変更

令和3年4月26日から同年5月11日までの開館時間を次のとおりとする。

施設名	開館時間
奈良市総合観光案内所	午前9時から午後5時まで

(令和3年4月26日揭示済)

奈良市告示第253号

令和3年奈良市告示第123号(観光案内所の開館時間の変更)の規定にかかわらず、奈良市観光案内所規則(平成21年奈良市規則第60号)第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所の開館時間を変更する。

令和3年4月26日

奈良市長 仲川元庸

1 開館時間の変更

令和3年4月26日から同年5月11日までの開館時間を次のとおりとする。

施設名	開館時間
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	午前9時から午後5時まで

(令和3年4月26日揭示済)

奈良市告示第254号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和3年4月27日

奈良市長 仲川元庸
(令和3年4月27日揭示済)

奈良市告示第255号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止したので、同法第78条の11第2号の規定により公示する。

令和3年4月27日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和3年4月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970104648	地域密着型通所介護	株式会社ウェルハート	奈良市三松三丁目4番6号	デイサービスセンター朱雀苑	奈良市朱雀一丁目8番5号

(令和3年4月27日揭示済)

奈良市告示第256号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

令和3年4月28日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日

令和3年4月28日

2 指定した道路の名称

- ① 西九条佐保線
- ② 大森西町線

3 指定した道路の幅員

- ① 23.0m
- ② 16.0m

4 指定した道路の延長

- ① 25.0m
- ② 93.0m

5 指定した道路の区域

- ① 奈良市大森西町191番1地先から奈良市大森西町192番7地先まで
- ② 奈良市大森西町177番3地先から奈良市大森西町191番1地先まで

(令和3年4月28日揭示済)

奈良市告示第259号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条ただし書の規定により、次のとおり観光案内所を臨時に休館する。

令和3年4月28日

奈良市長 仲川元庸

1 休館日

施設名	休館日
奈良市総合観光案内所	

で、同条第2項の規定により告示します。

令和3年4月30日

奈良市長 仲川元庸

1. 受託者

住 所 神戸市中央区伊藤町119番地

株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター

代表者 代表取締役 池 恵二

2. 収納事務

ケアプラン作成等資料コピー代(使用料)

3. 委託の期間

令和3年4月1日から令和3年9月30日まで

(令和3年4月30日揭示済)

奈良市告示第264号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年4月30日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年4月30日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和3年4月30日揭示済)

監

査

奈良市監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

令和3年4月21日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	山	本	憲 宥
同	伊	藤	剛

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- (1) 江見 拓馬
奈良県生駒市東松ヶ丘8番26号
- (2) 西口 志浩
奈良県大和郡山市九条町247番地の1 プレステ壺番館808号
- (3) 達摩 知子
兵庫県神戸市須磨区衣掛町五丁目2番3-301号
- (4) 前田 佑樹
大阪府大阪市北区中崎一丁目2番3-610号
- (5) 岡 大貴
大阪府大阪市東淀川区東淡路四丁目13番18-101号
- (6) 小市 裕之
兵庫県神戸市西区枝吉三丁目113番地2

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和3年4月21日から令和4年3月31日まで

(令和3年4月21日揭示済)

奈良市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第5項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和3年4月27日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	山	本	憲 宥
同	伊	藤	剛

奈 監 第 6 号
令 和 3 年 4 月 2 3 日

請求人

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	山	本	憲 宥
同	伊	藤	剛

奈良市職員措置請求の結果について（通知）

令和3年2月24日付けで提出のあった奈良市職員措置請求書（以下「本件住民監査請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

第1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。なお、原文のまま記載している。

奈良市職員措置請求書

1 請求の要旨

監査委員は、奈良市長に対し令和3年1月15日の奈良市議会1月臨時会で議決された奈良市議案第3号「工事請負契約の一部変更について」のうち、市役所本庁舎中央棟5階の平面計画変更に伴う補修工事の追加の契約変更の金額の6,500万円からコンクリート壁撤去に関する経費を差し引いた金額の支出をしては

ならないと勧告することを求める。

2 請求の理由

奈良市は、令和元年10月に当該工事の工事請負契約の締結について議会の同意を得て工事を進めているが、令和3年1月臨時会で議決された工事請負契約の一部変更の中に当初の工事予定にない、庁舎耐震化・長寿命化と全く無関係な中央棟5階のレイアウト変更を追加していた。

当該変更については当初の計画になかったこと、変更内容は外部に公表されず、令和2年5月には工事に着手し、同年11月には完成していたこと、設計変更の契約を12月25日に行ったことについては、令和3年1月14日に開催された議案審査特別委員会で副市長を始め担当部課長も認めている。

そもそも、想定外の変更に対応するため設けられた5%の枠を利用して、当初の目的である耐震化と異なる理由で設計変更して工事することは、議会の議決の趣旨に反し、市の裁量権を逸脱しているため不当である。

また、工事完了後に設計変更し、その後契約の一部変更の議案提出と通常ではあり得ない工事経過をたどっているにもかかわらず、それに対する市の説明は事務の効率化や配置職員の削減などを述べるにとどまり、耐震化工事で行うことの関連性を説明していない上、その必要性の説明についても合理性を欠いており、工事期間中に思い付きで手続きを無視して目的外の工事を追加し、あたかも当初の計画どおり工事が進んだように見せかけようとしたと思わせる疑義すら疑われるものであり、手続きにおいても適正性を欠くものである。

これらのことから、当該工事部分の予算執行は不当であると考えため支出をしてはならないとの勧告を求めるものである。

2 請求の受理等

本件住民監査請求は、令和3年3月4日に要件審査を行った結果、地方自治法第242条第1項の規定による要件を満たしているものと認め、これを受理した。

また、請求人は、市役所本庁舎耐震改修その他工事（以下「本工事」という。）に関して、本庁舎中央棟5階の平面計画変更に伴う補修工事の追加の変更契約の金額の6,500万円からコンクリート壁撤去に関する経費を差し引いた金額の支出をしてはならないと勧告することを求めているため、要件審査を行った際、同条第4項に基づく暫定的停止勧告の要件を満たしているかどうかを協議した結果、同項に規定する要件を満たしていないものと判断した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本工事のうち中央棟5階のレイアウト変更部分に関して公金を支出することが違法又は不当であるかについて監査した。

2 監査対象部局

総務部 資産管理課（旧 資産経営課）

3 請求人による証拠の提出及び陳述

本件住民監査請求については、請求人から、令和3年3月9日付けで、地方自治法第242条第7項の規定による新たな証拠資料の提出があった。なお、請求人から、同項の規定による陳述を行わない旨の申出があったため、陳述の聴取を行わなかった。

4 関係職員の陳述

令和3年3月18日に総務部長、総務部参事及び資産経営課長に対し、陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係

(1) 本庁舎耐震化の概要

ア 本庁舎耐震化の経緯

平成27年度・本庁舎のうち旧耐震基準による中央棟、西棟、東棟の耐震化整備事業に着手

- ・耐震診断の結果、大地震によって甚大な損傷を受ける危険性が高いことを確認

平成28年度・外部有識者による奈良市本庁舎耐震化整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置

- ・委員会から建替え等によらずに補強による耐震改修実施が最善との報告を得る。

- ・委員会から改修実施計画には施設利用者の安全性、利便性、防災性及び時代のニーズなどに対

する配慮が求められた。

平成29年度・奈良市本庁舎耐震化基本構想（以下「基本構想」という。）策定（平成30年3月）
平成30年度・耐震改修工事の実施設計業務を実施した。

イ 本庁舎耐震化工事の概要（基本構想要約）

(f) 平成28年度に委員会において検討された補強案をベースに、①居ながら工事の実現、②耐震補強工事費の縮減、③工期の短縮、④執務環境の維持の4つのキーワードを満足する方向で工法検討を行った結果、中央棟については、連層耐震壁を中央棟の北側に外付けフレーム（鉄筋コンクリート造）として新たに設け、そのフレーム内に補強要素を設けることにより、内部補強を減少させる工法を「耐震補強計画工法」として採用することとなった。

(g) 補強計画に伴うその他の改修工事として、①防水押えコンクリート等の撤去による軽量化、②渡り廊下の改修、③執務室の状況変更に伴う改修を行う予定であった。（ただし、②渡り廊下の改修は、実施設計の時点で必要がなくなったため実施せず。）

(h) 本庁舎の計画保全（長寿命化）については、①市民サービスの質的向上のための再整備、②安全・安心な施設環境を維持するための設備機器の更新、③建物の耐久性を高めるための対策の3つの視点から、窓口改善による本庁舎機能向上、エレベーターの更新、屋上防水改修等を行うこととした。

(2) 本工事に係る経過

日付	項目	備考
令和元年7月31日	本工事に係る補正予算が可決	
令和元年7月31日	工事施行起案（当初）	
令和元年9月17日	入札	
令和元年9月17日	仮契約締結	請負金額 3,003,660,000円
令和元年10月4日	工事請負契約の締結について議決（本契約締結）	
令和元年10月31日	令和元年度 前払金の支払	支払金額 533,980,000円
令和2年5月25日	中央棟5階レイアウト変更について受注者と協議、工事着手	
令和2年5月26日	（1回目）設計変更事前協議会	変更率4.53%（概算）
令和2年6月9日	工事施行起案（変更1回目）	
令和2年6月10日	【1回目】変更契約締結（設計変更事前協議会1回目分）	請負金額 3,138,531,000円 （変更率4.49%）
令和2年7月22日	（2回目）設計変更事前協議会	変更率5.79%（概算）
令和2年11月2日	中央棟5階レイアウト変更工事が完了、部分供用開始	
令和2年11月25日	令和元年度（繰越）出来高分の支払	支払金額 728,820,000円
令和2年11月26日	（3回目）設計変更事前協議会	変更率11.69%（概算）
令和2年12月10日	令和2年度 前払金の支払	支払金額 694,160,000円
令和2年12月25日	工事施行起案（変更2回目）	
令和2年12月25日	【2回目】変更仮契約締結（設計変更事前協議会2回目、3回目分一括）	請負金額 3,352,624,000円 （変更率11.6%）
令和3年1月15日	工事請負契約の一部変更について議決	
令和3年2月2日	（4回目）金額が少額なため軽微な設計変更の伺い	
令和3年2月15日	工事施行起案（変更3回目）	
令和3年2月15日	【3回目】変更契約締結（4回目設計変更分）	請負金額 3,354,802,000円 （変更率0.06%）
令和3年3月31日	しゅん工払	支払金額 1,397,842,000円

2 監査委員の判断

(1) 本工事の中で中央棟5階のレイアウト変更を行ったことについて

請求人は、市が、本工事の中で当初の工事予定になかった耐震化・長寿命化と全く無関係な中央棟5階のレイアウト変更を行ったことは、議会の議決の趣旨に反し、市の裁量権を逸脱しており不当であると主張しているため、このことについて判断する。

平成30年3月に策定された基本構想のもとに詳細を設計し実施された本工事は、中央棟、西棟及び東棟の耐震補強工事を主とし、併せて耐震補強に伴う改修工事及び長寿命化工事で構成されている。

基本構想を見ると、耐震補強に伴う改修工事の一つに、執務室の状況変更に伴う改修が含まれており、鉄筋コンクリート造の耐震壁や鉄骨ブレースの設置に伴い執務面積が減少するため、レイアウトを変更して対応する可能性が想定されていた。また、具体的な設計段階においては、市民サービス向上や執務環境向上を目的とした窓口環境整備計画等とも整合性を図る必要があるとされていることが分かる。

また、中央棟5階については、設計当初から耐震工事として、中央棟エレベーターを挟んだ南北の諸室においてコンクリート壁の撤去が計画されていた。レイアウト変更については、当初の計画にはなかったが、解体工事を進めている中で旧西谷副市長室の内壁がコンクリート壁であることが新たに判明したことから、耐震バランスを担保するために当該壁を撤去し、コンクリート躯体があらわになる状態まで解体され、その室内の内装(天井・壁・床等)を復旧する必要が生じたため、その過程で、電源設備等の内装改修と併せて、職員配置や動線の効率化、会議スペースの確保等人員及び諸室の有効利用を目的として、レイアウト変更が行われたものである。

よって、耐震バランスを担保するためにコンクリート壁の撤去を行い、それに伴いレイアウト変更が実施され、諸室の有効利用等が図られたことは、基本構想に基づく執務環境の向上につながるものであり、本工事の趣旨目的に合致し、請求人のいうところの裁量権の逸脱はなく、違法又は不当ではないと判断する。

(2) 設計変更の方法及び契約変更に係る議会の議決を得る手続について

請求人は、中央棟5階のレイアウト変更について、工事完了後に設計変更し、その後契約の一部変更の議案を提出するといった手続においても適正性を欠くと主張しているため、このことについて判断する。

ア 工事請負契約における設計変更ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に基づく設計変更の手続について

ガイドラインは、平成25年9月に策定された本市の内部規程であり、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や、設計変更を行う事例を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、設計変更を行わなければならない場合における手続の円滑化を目的としている。

ガイドラインによると、設計図書と現場が一致しない場合は、受注者が発注者に通知し確認を請求、発注者は請求を受けて現場の確認と変更の必要性を検討し、必要があると認めた場合は、設計変更事前協議会(以下「事前協議会」という。)に諮り、承認を得てから受注者と変更について協議する流れとなっている。

しかし、本工事における中央棟5階レイアウト変更については、関係職員の陳述及び担当課から提出された資料によると、新たな鉄筋コンクリート壁が判明したことにより、設計図書と現場が一致しなくなった。その対応についてどうするべきかと受注者から市に報告があったのが令和2年4月30日、その後同年5月25日に受注者と協議し、同日工事に着手し、11月2日には工事が完了している。この変更について、同年11月26日開催の第3回事前協議会に諮り、承認を受けている。

このことについて、関係職員の主張によると、本工事は一般的な新築工事とは異なり、市民や来庁者、職員等が施設内に入り出した状態で改修工事を行ういわゆる「居ながら工事」であり、市民サービスや職員の執務環境に及ぼす影響を最小限にとどめるためにも、工期の遅延は避けなければならない、様々な工程を同時並行で行う必要があったという特殊な事情があったためであるとのことである。また、改修工事においては、変更内容やその範囲は工事の進捗状況に応じて判明するため、あらかじめ想定することが難しく、ある程度変更内容がまとまった段階で事前協議会に諮る必要があった。その結果、工事の着工及び完了後に事前協議会へ諮ることとなってしまったが、工事の変更内容に関しては、受注者、工事監理者、市の三者で協議しており、ガイドラインの趣旨を尊重した結果であると主張している。

ガイドラインは、工事請負契約における設計変更に関して、一般的な手順を示したものであり、各工事の個別具体的な事情までは踏み込んでいないものの、本件中央棟5階のレイアウト変更については、ガイドラインにおいて事前協議会を設置していることの趣旨に照らせば、本来踏むべき手順どおりに進められていな

いと考えられる。しかし、実際の工事の中には、ガイドラインの手順どおりに行おうとすれば、その間の工事を中断しなければならず、工期の延長、受注者側の作業員等の確保など、工事に多大な影響を及ぼし、時間の面からも費用面からも効果的ではない場合があると考えられる。よって、一般的にガイドラインに従って実施することが原則ではあるが、本工事においては、随時協議がなされており、責任の所在や設計変更及び契約変更の経緯に係る透明性の確保に支障がないと思われることから、工事完了後に事前協議会へ諮ることとなってしまったことについては致し方ないものと理解できる。

イ 変更率が5パーセントを超える契約変更に係る議会の議決を得る手続について

令和元年9月定例市議会における本工事の請負契約締結に係る議決された議案書を見ると、請負金額の変更率が5パーセント以内の場合において議会の議決を得ずに工事請負契約を変更することは認められている。言い換えると、当該変更率が5パーセントを超える場合は、再度、議会の議決を得る必要があることになる。本件については、令和2年7月22日に開催された第2回事前協議会の時点で、変更率が概算で5.79パーセント増と、5パーセントを超えることは判明していたが、契約変更の議案を議会に提出したのは令和3年1月臨時市議会においてであった。

このことについて、関係職員の陳述等によると、令和2年6月の時点で変更率が5パーセントを超えることを想定しており、議会の議決を得なければならないとの認識を持っていた。このことは、令和2年6月19日開催の本庁舎のあり方検討特別委員会でも報告しているとおりである。しかし、その工事の進捗状況や様々な変更から金額の精査に時間を要し、また、不足する予算について補正予算の議案について先に議決を得なければ、契約変更の議案が提出できないと考えていたため、この時期になったとのことである。

議会案件である契約変更については、変更の必要が生じた場合に遅滞なく仮契約を締結し、速やかに議案を提出しなければならないことが原則である。しかし、本件では、議決を得る前に中央棟5階のレイアウト変更についての工事が完了しており、契約変更に係る議案の提出の時期と工事の着手及び完了の時期を比較してみても大きく開きがある。また、その間、議会に対する説明が十分に行われたとは思えないことから、議会の議決を得る手続として大変不適切であったと言わざるを得ない。しかし、先にも述べた本工事特有の事情を考慮し、更に議決を要する契約変更の議案提出の時期について規定上の明示がない状況に鑑みると、今回の議案提出の遅れは必ずしも違法又は不当とまではいえず、また、契約変更の議案について、事後ではあるが議会の議決を得たことにより、結果として工事請負契約の変更の効力が確定したものと考える。

以上のことから、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件住民監査請求を棄却する。

第4 監査委員からの要望

議会案件である工事請負契約の変更の議案提出時期が遅れたことについては、手続として不適切であった。議会案件に係る契約締結の是非の判断は議会の権限であることを十分に認識し、市民や議会から疑念を抱かれることのないよう、議案提出の時期を適切に判断し、かつ、丁寧に説明責任を果たされるよう強く要望する。

(令和3年4月27日掲示済)

消

防

奈良市消防局告示第1号

消防法（昭和23年法律第186号）第16条の6第1項の規定により次のとおり命令をしたので、奈良市火災予防査察規程（平成19年奈良市消防局長訓令甲第8号）第32条第1項の規定により公示します。

令和3年4月20日

奈良市消防局長 東川 洋志

対象物所在地 奈良市三条大路一丁目2番22号
 対象物名称 株式会社奈良充電所
 命令を受けたもの 株式会社奈良充電所 代表取締役 岩垣 芳英
 命令事項

上記対象物に貯蔵されている危険物の規制に関する政令別表第3に規定する第2類引火性固体0.15キログラム、第4類特殊引火物0.6リットル、第4類第1石油類（非水溶性）249.746リットル、第4類第2石油類（非水溶性）9.516リットル、第4類第3石油類（非水溶性）289.9リットル、第4類第3石油類（水溶性）528リットル及び第4類第4石油類68.72リットルを除去すること。

(令和3年4月20日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第12号

令和3年4月定例会教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和3年4月16日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和3年4月20日（火）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

(1) 令和4年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について

議事

議案第1号 奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の任命について

議案第2号 奈良市教育委員会の職員の職に関する規則等の一部改正について

議案第3号 奈良市文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱について

議案第4号 奈良市立学校設置条例の一部改正について

協議事項

(1) 「新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校等の対応について」

請願

請願第1号 奈良市立小中学校の臨時休業その他の適切な措置を求める請願

請願第2号 新型コロナウイルス感染症急速拡大に係る緊急請願

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和3年4月16日揭示済)